

三木市 子どもの移動経路交通安全プログラム

～移動経路の安全確保に関する取組の方針～

令和4年8月

三木市子どもの移動経路安全推進会議

1 プログラムの目的及び変遷

平成24年、全国で登下校中の児童等が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年7・8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。平成26年度には、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「三木市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

また、令和元年、滋賀県大津市で園児が交通事故に遭ったことから、同年8月に未就学児が日常的に集団で移動する経路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議しました。令和2年度には、「三木市通学路交通安全プログラム」の対象に未就学児が日常的に集団で移動する経路を加え、引き続き安全確保に向けた取組を行うこととなりました。

令和3年度では、プログラムの名称を「三木市子どもの移動経路交通安全プログラム」に変更しました。また、千葉県八街市の通学路で交通事故があり安全対策の強化と過去の危険箇所の見直しを実施しました。引き続き関係機関が連携して、通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全確保に向けた取組を行っていきます。

2 子どもの移動経路の定義

子どもの移動経路のうち、

通学路においては、各地区集合場所から学校間までのうち、学校指定の経路を指す。

未就学児移動経路においては、「日常的に」「集団で」移動する指定経路を指す。

上記以外の子どもの移動経路については、「指定外の移動経路」として取り扱い、プログラムとは個別に対応を検討し、対応策を関係者に通知する。

3 子どもの移動経路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「三木市子どもの移動経路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

【関係機関】

- ・ 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所
- ・ 兵庫県三木警察署
- ・ 三木市園長会
- ・ 三木市中学校校長会
- ・ 三木市市民生活部生活環境課
- ・ 三木市教育委員会教育振興部教育・保育課
- ・ 三木市教育委員会教育総務部教育施設課
- ・ 兵庫県北播磨県民局加東土木事務所
- ・ 三木市保育協会
- ・ 三木市小学校、特別支援学校校長会
- ・ 三木市都市整備部道路河川課

4 取組方針

(1) 基本方針

継続的に子どもの移動経路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、子どもの移動経路の安全性の向上を図っていきます。

[子どもの移動経路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

ア 合同点検の実施時期等

- 市内の小学校13校、中学校6校、特別支援学校1校、私立認定こども園13園、公立幼稚園4園、公立認定こども園1園、公立保育所1所の子どもの移動経路の危険箇所等を1年に1回、合同点検を実施します。
- 実施時期は、夏期～秋期に行います。
- 効率的・効果的に合同点検を行うため、子どもの移動経路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

イ 合同点検の体制

教育施設ごとに、施設職員、道路管理者（国・県・市）、警察、市生活環境課、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置等のハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が出ているのか、また児童、園児等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

① 学校等へのアンケートの実施

② 車両と歩行者の離隔等の測定

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

5 箇所図、箇所一覧表の公表

各教育施設の点検結果や対策内容については、推進会議の関係機関で認識を共有するために教育施設ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、関係機関及び各教育施設に公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図

(施行期日)

通学路交通安全プログラムは、平成26年6月24日から施行する。

子どもの移動経路交通安全プログラムは令和3年8月1日から施行する。